

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第45号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

第28条（見出しを含む。）中「条例第177条の2第4号」を「条例第177条の2第2項第3号」に改める。

第50号様式を次のように改める。

入 湯 税 納 入 申 告 書

受付印

年 月 日

神戸市長宛

特別徴収義務者

住 所

氏名又は名称

次のとおり入湯税の納入について申告いたします。

入 湯 月	納 入 月
.	.

浴場の所在地			
浴場の名称			
		宿泊を伴うもの	宿泊を伴わないもの
前月中の入湯客総数		①	人
課 税 免 除	7 歳 未 満 の 者	②	人
	修学旅行等に係る者	③	人
	利用料金が神戸市市税条例 施行規則第 28 条に定める金 額未満である者	④	人
課税対象となる入湯客数 (①-②-③-④)		⑤	人
税 率		⑥	1 人につき 150 円
入 湯 税 相 当 額 (⑤×⑥)		⑦	円
納入すべき入湯税額 (A+B)		⑧	円
摘 要			
<p>※ この申告書は、前月中の入湯客について記載し、毎月末日までに提出するとともに、その納入金（上記⑧）は、納入書によって納入してください。</p> <p>※ 宿泊を伴うものについては、実人数ではなく宿泊数による延べ人数を記載してください。</p>			
備 考			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。